

会津若松市大雪農業災害特別対策事業補助金交付要綱

(令和7年6月20日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、令和7年2月の大雪により被害を受けた農業者等の経営継続による産地の維持に向け、農産物の生産に必要な施設の復旧等の事業を支援するため、予算の範囲内において会津若松市大雪農業災害特別対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）及び令和6年度大雪農業災害特別対策事業補助金交付要綱（令和7年4月25日付け7農支第335号福島県農林水産部長通知。以下「県要綱」という。）並びに令和6年度大雪農業災害特別対策事業実施要領（令和7年4月25日付け7農支第335号福島県農林水産部長通知。以下「県要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象及び補助金の額)

第2条 市は、令和7年2月4日から令和7年3月31日までの大雪による農業災害に係る別表の事業種目の欄に掲げる事業（交付決定前に着手又は完了した事業を含む。以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）、補助対象経費及び補助金の限度額は、それぞれ別表の補助事業者、補助対象経費及び補助限度額の欄に掲げるとおりとする。

(申請書)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、会津若松市大雪農業災害特別対策事業補助金交付申請書（第1号様式）とし、その提出期限は、市長が別に定める日とする。

2 補助事業者は、前項の規定により提出する申請書に、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 補助事業者は、前条の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

(補助金交付決定の通知)

第5条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、会津若松市大雪農業災害特

別対策事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 事業種目の変更
- (3) 施行箇所又は設置場所の変更
- (4) 補助対象事業費の20パーセントを超える増減
- (5) 事業種目ごとに係る施行の内容又は農薬・肥料の使用量若しくは品目の変更
- (6) 事業種目間のそれぞれの経費の20パーセントを超える流用
- (7) 事業完了予定期限の変更

（変更の承認の申請）

第7条 補助事業者は、規則第6条第1項の規定により市長の承認を受けようとする場合は、会津若松市大雪農業災害特別対策事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（申請を取り下げることのできる期日）

第8条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（概算払等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、概算払により補助金の交付をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、会津若松市大雪農業災害特別対策事業補助金概算払請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、会津若松市大雪農業災害特別対策事業実績報告書（第5号様式）により、次に掲げる補助事業者の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

- (1) 令和7年2月4日から交付決定前までの間に補助事業が完了した補助事業者 補助金の交付決定を受けた日から起算して30日を経過した日
 - (2) 前号以外の補助事業者 補助事業完了の日（事業廃止について市長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日
- 2 補助事業者は、前項の規定により提出する実績報告に、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(確定通知)

第 11 条 規則第 14 条第 1 項の規定による補助金の確定の通知は、会津若松市大雪農業災害特別対策事業補助金確定通知書(第 6 号様式)により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項の規定により確定した補助金の額が第 5 条の規定により決定した額と同額である場合には、前項に定める通知を省略することができる。

(概算払の精算)

第 12 条 第 9 条の規定により概算払による補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の額が確定したときは、第 10 条の会津若松市大雪農業災害特別対策事業実績報告書の提出と併せて、会津若松市大雪農業災害特別対策事業補助金概算払精算書(第 7 号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第 13 条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金の全額が概算払で交付された場合を除き、第 10 条に規定する会津若松市大雪農業災害特別対策事業実績報告書の提出と併せて会津若松市大雪農業災害特別対策事業補助金交付請求書(第 8 号様式)を市長に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備)

第 14 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金等の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 15 条 市長は、規則第 16 条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定による取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、規則第 17 条の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第2条関係）

事業種目	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 施設の復旧	事業種目の欄に掲げる取組を実施する農業者のうち、下記の条件をいずれも満たす者 (1) 営農を継続する意向であること。 (2) 施設共済や農作物共済、収入保険等のセーフティネットについて、いずれか1つ以上に加入しているか又は、今後加入の意志があること。	県要綱の別表の対象経費の1に規定する補助対象経費	2 / 3 以内	被害を受けた施設を原形どおり復旧した場合に要する額 ※ 規格・規模の変更は可とするが、原形復旧を超える部分の費用は自己負担とする。 ※ 建築基準法を満たす必要のある建築物である場合は、償却資産評価額を補助対象経費の上限額とする。
2 施設の撤去	同上	県要綱別表の対象経費2に規定する補助対象経費	3 / 4 以内	県要領別表1に規定する助成単価に、対象施設の面積を乗じて得た額の3 / 4を上限とする
3 農産物の再生産に必要な種苗等の購入	同上	県要綱別表の対象経費3に規定する補助対象経費	2 / 3 以内	
4 被害施設ビニール等の処理	同上	令和7年2月の大雪により被害を受けた施設から排出される廃ビニールの処分費用	2 / 3 以内	8.4円 / m ² に、対象施設の面積を乗じて得た額を上限とする